事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部予防課火気電気係 電話 3212-2111

事務名 避難口明示物及び避難方向明示物設置計画書

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》

《事	《事務処理フロー図》			《事務処理フロー図の説明》			
		処理期間 計50日	(計48日)	項番	項	目	説 明
届	届出 ○ —		O	1	形式審査		提出された設置計画書に記載漏れがないか どうか、添付書類がそろっているかどうか を審査します。
出者		○ ^ 審査 益	の変更内容	2	届出内容の)確認	提出された設計画書により、設置位置、設置方法等が設置に係る技術上の基準に適合しているか確認します。
消防署予防課(出張所)	 ※明示物の構造及び性能の告示基準 への適合性が確認済の場合 1日 3日 1日 	開 の 通 知 4 2 日 ○ → ○ ○ ○ ○ ○ ○	3	送付		明示物の構造及び性能の告示基準への適合性が未確認の設置計画書は、別記様式(その1、その2)及び添付される明示物の意匠図、構造及び性能に係る試験結果の写しを予防部予防課へ送付します。	
	形式審査 届出内容の確認 決定手続・ ※明示物の構造及び性能の告示基準		4	明示物の 性能の告 の適合性の	示基準へ	提出された設置計画書に記載された明示物 の構造及び性能が告示基準に適合している か確認します。	
	ペリス物の構造及の性能の音が基準への適合性が未確認の場合1日1日			5	回答		明示物の構造及び性能の告示基準への適合 性の確認結果を消防署予防課へ回答しま す。
	形式審査 届出内容の確認 ↑ 決定手続			6	決定手続		設置計画の内容確認に基づく指導事項等に ついて決定します。
				7	審査結果の	つ通知	指導事項等がある場合は、届出者に電話等 で通知します。
予防部予防課	送 日 4日 答 の 明示物の構造及び性能の 告示基準への適合性の確認			8	現地確認		届出者から設置した旨の連絡を受けた場合 は、設置計画書のとおり明示物が設置され ているかを現地確認します。
				9	変更内容0	D記入	現地確認において設置計画書の内容に変更 がある場合は、変更内容を届出者が記入します。